参考資料4

○環境省告示第 号

資 源 循 環 \mathcal{O} 促 進 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 再 資 源 化事 業 等 \mathcal{O} 高 度 化 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 (令 和 七 年 · 環 境 省 令第

第三十三 条第 + · 号、 第三十 六 条第二号、 第三十 七 条 第 五. 号、 第三十八条第三号 及 び 第 五. +条第

5 施 行する。 二号

0

規

定に基づ

き、

廃

太陽電

池に係る処分の基

準等を次のように定め、

令和七年十一月二十一

日 か

令 和 七年

月

日

環境大臣 \bigcirc

廃 太 陽 電 池 に 係 る処分 \mathcal{O} 基 準 等

(廃太陽) 電 池 \mathcal{O} 処 分を行う高 度分離 口 収 事 · 業 計 画に 添 付

すべ

き書

類

(令和七年 月 環境 省 告 示 第 号 第

項第一号で規定する廃太陽電

池

を

7

第一

条

廃太

陽

電

池

う。

以下同

ľ に 係る資源循環 外の促進 \mathcal{O} ための 再資源化事業等の 高度化 に関する法 律 施 行 規 則

(以 下 「規則」 という。 第三十三条第十号の規定により環境大臣が定める書 類は次 のとおりとす

る。

廃太陽電池 の処理に係る処分の用に供する施設 の処理の原 理 の概要を説明 ĺ た書 類

廃太陽 電 池 \mathcal{O} 処 理 に より得ら れ るガラスに つい て、 板ガラス 0 原 が料とし て使用な することができ

る品質を満たす旨の評価を受けたことを示す資料

三 当該. 欧処分の 用 に供する施設を設置することが周 辺地: 域の生活環境に及ぼす影響につい

ての調査

の結果を記載した書類

兀 熱分離 (熱分解により廃太陽電池に使用される有機物を選択的に処理し、 板ガラスの原料とし

て使用 可 能な 品 質や性状を有する状態でガラスの分離を行うことをいう。 以下同じ。 を行う

場合に あ 0 て は 施 設 \mathcal{O} 投 入か ら処 理が完了する間 の炭 素の物質収支を示し た資料

五 その他必要な書類

(廃太陽電池の処分を行う高度分離・回収事業計画の記載事項)

第二条 廃太陽電池に係る規則第三十六条第二号の規定により環境大臣が定める事項は次のとおりと

する。

一 処理する廃太陽電池の種類及び性状

より得られるガラスの大部分が、

板ガラスの

原料として使用できる品質を確保できるものとする。

処理する廃太陽電 池 の付 属 品品 の種 類

三 廃 棄 物 \mathcal{O} 処 分 \mathcal{O} 用 に 供 す んる施 設 \mathcal{O} 維 持 管 理 に 関 する 計

兀

申

請

者

が

第

匹

条第

号に

掲

げげ

る基

準

に

適合す

る者

で

あることを説

明

プする

類

画

廃太陽電池の処分を行う高度分離 口 収 事 業の内 容 [の基準]

第三条 廃太陽電池に係る規則第三十七条第五号の規定により環境大臣が定める基準は、 再資源化に

、廃太陽電 池 の処分を行う高度分離 口 [収事業] 計 画 0 申 清 者 の能力に係る基準)

第四 条 廃太 陽 電 池 に係る規則第三十八条第三号の規定 により環 、境大臣 が 定める申請 者 の能 力 \mathcal{O} 基準

は 次 0 とお りとす

廃太陽電 池 \mathcal{O} 受光 面に使用されるガラスの性状の確認及び管理を適切に行うことができる者で

あること。

処分の用に供 する施設を次に掲げる基準に従 ζ) 維持管理することができる者であること。

1 排 ガスを生ずる場合には排ガ スによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

口 施 設 から排水を放流する場合は、 その水質を生活 環境保全上 の支障が生じないものとする

とともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。

ハ 火災 0 発 生 一を防 止す Ź た め ĺŹ 必 要な 措置を講ずるとともに、 消火器その 他 \mathcal{O} 消 火設 備 派を備

えること。

三 処分の用に供する施設が熱分離施設 (熱分離により廃棄物を処理する設備をいう。 以 下 一同じ。

で ある場合には、 前号に定める もののほ か、 次に掲げる基準に従い当該 施設 \mathcal{O} 維 持管 理 ーをす

ることができる者であること。

イ 煙 突 カン 5 排 出 つされ る排 ガ ス 中 \mathcal{O} ダ イオ キ シン 類 \mathcal{O} 濃 度を 毎 年 口 以 上 大気 汚 染 防 止 法

昭 和 兀 十三 年 法 律 第 九 + Ł 号) 第六 、条第二 項 に 規 定す るば 1 煙 量 及 び 同 項 に 規 定す る ば 1

煙 濃 度 (硫黄 酸化 物、 ばいじん、 塩化水素、 窒 素 酸 化物: 並 び に 弗素、 弗 化水 素及び弗 化珪 素

に 係 る ŧ のに限り る。 を六月に一 口 以上 測定し、 か つ、 記 録すること。

口 排 ガスによる生活環境保全上 の支障が生じない ようにすること。

ハ 煙突 か 5 排 出される排 ガ ス を水により洗浄 Ļ 又は冷却する場合は、 当該 水の飛散 及び流

出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

(廃太陽) 電 池 \mathcal{O} 処 分を行う高 度分離 口 収 事 業 計 画 \mathcal{O} 処 分の 用 に . 供 する施設 に 係 る基 準)

第 五 条 廃太 陽 電 池 に 係 る規 則 第三十八条第三号 \mathcal{O} 規定 に より 環 境 大 臣 が 定 \Diamond る 施 設 \mathcal{O} 基準 は 熱分離

に ょ ŋ 処理する方法にあって は 一次の要件を備えた熱分離 設備 が :設 いけら れていること。

分離するガラスに付着している有機物 の大部分を除去し、 か つ、 その他 有用なものの分離を行

う構造のものであること。

処理に伴って生じ たガスを摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるもので ある

こと。

三 煙突 か ら排 出され る排 ガ スに、 よる生活 環境保全上 の支障が生じないようにすることができる排

ガス処理設備が設けられていること。

(廃太陽電池に係る処分の基準に係る環境大臣が定める方法)

第六条 規 則 第五 + 条第二号の先進 的 な産 業廃 棄 物 \mathcal{O} 処 理に関する技術を勘案して、 生活環境の保

全のために環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

(3)

廃太陽電池の熱分解を行う場合にあっては次によること。

1 熱分離 を行う場合にあ っては、 次に 掲 だける構造を有する熱分離 設 は備を用 いること。

(1)熱分離 を行 うのに 必 要な 温 度及び 圧 力 を適 正に保つことができるものであること (圧力に

いては、 加圧を行う場合に限る。 (2)について同じ。)。

(2)熱分離室内 の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。

処理に伴って生じたガスを適正に処理することができるものであること。

口 熱分離を行う場合にあっては、 イに定める熱分離 設備 を用 ζ,\ て次に掲げる方法により行う

(1) 排 出 以 外 カン ら処理に伴って生じたガスが 排出され ない ように熱分離を行うこと。

(2)排 出 \Box [から. 処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分離を行うこと。

(3)処理に伴ってガスを燃焼させる場合にあっては、 排出 口から火炎又は日本産業規格 D 八 〇

 \bigcirc 四に定める汚染度が二十五パー セントを超える黒煙が排出されないようにすること。

(4)処理に伴って生じたガスを生活環境 の保全上支障が生じないように処理した後、 排 出 I する